

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年十一月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

| 名 称            | 所 在 地         | 指 定 年 月 日 |
|----------------|---------------|-----------|
| 並河内科クリニック      | 松江市北田町二番地三    | 令和八年二月五日  |
| 山口整形東本町クリニック   | 松江市東本町三一一〇    | 令和八年二月一日  |
| 島根県立こころの医療センター | 出雲市下古志町一五七四一四 | 令和八年二月一日  |
| 塩津診療所          | 出雲市塩津町七八番地三   | 令和八年二月一日  |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十一月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

| 名 称        | 所 在 地      | 指 定 年 月 日   |
|------------|------------|-------------|
| さくら歯科クリニック | 雲南省木次町新市二九 | 令和 八年 二月 一日 |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年十一月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

| 名 称           | 所 在 地          | 指 定 年 月 日 |
|---------------|----------------|-----------|
| さくら薬局黒田店      | 松江市黒田町四二三一二    | 令和八年二月一日  |
| ウエルネス調剤薬局 橋南店 | 松江市西津田七丁目一一一四  | 令和八年二月二日  |
| メディ・くり薬局      | 大田市久利町久利七六七番地一 | 令和八年二月一日  |